



様式第 3 2 号（第 3 2 条関係）

シ レ イ 第 2 8 5 号
令和 8 年 3 月 2 7 日

浄化槽清掃業許可証

住 所	宮崎県東諸県郡国富町大字田尻 2 0 7 2 番地 4		
氏 名	株式会社 産商 代表取締役 石川武則		
法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名			
国富町長 日 高 利 夫 ④			
令和 8 年 3 月 1 9 日に申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第 3 5 条第 4 項の規定により次のとおり許可する。			
区 域	国富町内の処理区域全域		
許 可 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで		
許可の条件 1 関係法令等を遵守し清掃業務に努めること。 2 浄化槽の清掃にあたっては、浄化槽管理者（所有者）を立ち合せること。 3 長期間原則として（3 年以上）清掃していない浄化槽については、自社、他社管理（保守・点検）を問わず清掃記録票を町担当課に提出すること。			
備考			



様式第 8 号（第 1 0 条関係）

シ レ イ 第 2 8 6 号
令 和 8 年 3 月 2 7 日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所	宮崎県東諸県郡国富町大字田尻 2 0 7 2 番地 4		
氏 名	株式会社 産商 代表取締役 石川武則		
法人の場合は、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者名			
国富町長 日 高 利 夫			
令和 8 年 3 月 1 9 日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律の規定により次のとおり許可する。			
取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（浄化槽汚泥）		
区 域	国富町内の処理区域全域		
作 業 場 所	国富町内の浄化槽		
許 可 の 有 効 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで		
許可の条件			
1 収集・運搬にあたっては、関係法令等を遵守すること。			
2 町の指示、指導事項について従うこと。			
変更事項			
変更年月日及び文書番号	件名	変更内容	印



様式第8号（第10条関係）

シレイ第287号
令和8年3月27日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所	宮崎県東諸県郡国富町大字田尻2072番地4		
氏 名	株式会社 産商 代表取締役 石川武則		
法人の場合は、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者名			
国富町長 日 高 利 夫 ⑧			
令和8年3月19日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律の規定により次のとおり許可する。			
取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（し尿）		
区 域	国富町内の処理区域全域		
作 業 場 所	国富町内の浄化槽		
許 可 の 有 効 期 間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで		
許可の条件 1 収集・運搬にあたっては、関係法令等を遵守すること。 2 町の指示、指導事項について従うこと。			
変更事項			
変更年月日及び文書番号	件名	変更内容	印

別記様式第10号(第9条関係)

綾生活第 35号 令和8年3月23日			
一般廃棄物収集運搬業許可証			
住	所	国富町大字田尻 2 0 7 2 番地 4	
氏	名	株式会社 産 商 代表取締役 石川 武則	
法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名		同 上	
綾 町 長		松本 俊二 印	
令和8年3月19日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により次のとおり許可する。			
取り扱う一般廃棄物の種類		浄化槽汚泥	
区 域		綾町	
作 業 場 所		綾町全域	
許 可 の 有 効 期 間		令和8年4月1日から令和10年3月31日まで	
許可の条件			
変 更 事 項			
変更年月日及び文書番号	件 名	変 更 内 容	印

別記様式第10号(第9条関係)

綾生活第 36号 令和8年3月23日			
一般廃棄物収集運搬業許可証			
住 所	国富町大字田尻 2 0 7 2 番地 4		
氏 名	株式会社 産 商 代表取締役 石川 武則		
法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名		同 上	
綾 町 長		松本 俊二 印	
令和8年3月19日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により次のとおり許可する。			
取り扱う一般廃棄物の種類		し尿	
区 域		綾町	
作 業 場 所		綾町全域	
許 可 の 有 効 期 間		令和8年4月1日から令和10年3月31日まで	
許可の条件			
変 更 事 項			
変更年月日及び文書番号	件 名	変 更 内 容	印



別記様式第35号(第31条関係)

綾生活第 37号 令和8年3月23日			
浄 化 槽 清 掃 業 許 可 証			
住 所	国富町大字田尻 2 0 7 2 番地 4		
氏 名	株式会社 産 商 代表取締役 石川 武則		
法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名	同 上		
綾 町 長		松本 俊二	印
令和8年3月19日申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第4項の規定により次のとおり許可する。			
区 域	綾町		
許可の期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで		
許可の条件			
変 更 事 項			
変更年月日及び文書番号	件 名	変 更 内 容	印

(様式第39号)

宮環施指令第16号

令和 8年 3月30日

浄化槽清掃業許可証

住所 東諸県郡国富町大字田尻2072番地4

氏名 株式会社 産商

代表取締役 石川 武則

宮崎市長 清 山 知 憲



令和8年2月27日付で申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり許可するものとする。

区域	宮 崎 市
許可の期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
(許可の条件) 1 浄化槽の清掃にあたっては、株式会社産商の従業員及び資器材等をもって行うこと 2 浄化槽の清掃にあたっては、環境省関係浄化槽法施行規則第3条に規定する清掃の技術上の基準に従って行うこと 3 引き出し後の汚泥、スカム等が適正かつ迅速に処理されるよう、必要な措置を講じること 4 浄化槽法及び宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例並びにその他の関係法令を遵守すること 5 許可証を譲渡又は貸与しないこと 6 上記の他、市長の指示事項を遵守すること	



様式第 1 5 号

宮環指指令第 1 号 3 4

令和 8 年 3 月 3 0 日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東諸県郡国富町大字田尻 2 0 7 2 番地 4

氏名 株式会社産商

代表取締役 石川 武則

宮崎市長 清 山 知 憲



令和 8 年 3 月 2 日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により次のとおり許可する。

取り扱う一般廃棄物の 種 類	①浄化槽汚泥 ②ディスポーザー排水処理設備に係る汚泥
区 域	①宮崎市（ただし、平成 18 年 1 月 1 日前に田野町及び高岡町並びに平成 22 年 3 月 23 日前に清武町であった区域に限る。） ②浄化槽汚泥に準ずる（ただし、ディスポーザー排水処理設備に係る汚泥のみの収集運搬を行う場合であって、かつ、排出者が委託する処分先が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を得た一般廃棄物処分業者である場合は、浄化槽汚泥の収集運搬区域に係る但し書きについて、これを適用しない。）
作 業 場 所	同上（積替え、保管有り）
許 可 の 有 効 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
許 可 の 条 件 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 1 項に基づく条件 なし 一般廃棄物収集運搬業許可取扱要綱第 5 条に基づく条件 なし	

変 更 事 項			
変更年月日及び文書番号	件名	変更内容	印

（裏面に続く）

(裏面)

収集運搬する車両

宮崎	800	さ	7066	3,000 kg	糞尿車
宮崎	800	す	3146	3,000 kg	糞尿車
宮崎	800	さ	9681	3,000 kg	清掃車
宮崎	800	す	2016	3,600 kg	糞尿車
宮崎	800	す	253	3,700 kg	糞尿車
宮崎	800	す	2632	3,700 kg	糞尿車
宮崎	830	せ	1802	3,700 kg	糞尿車
宮崎	830	せ	1901	3,700 kg	糞尿車
宮崎	800	さ	8990	1,590 kg	清掃車
宮崎	800	さ	7705	1,360 kg	清掃車
宮崎	800	は	1112	10,700 kg	糞尿車
宮崎	800	は	938	10,700 kg	糞尿車
宮崎	800	は	563	11,000 kg	糞尿車
宮崎	830	さ	2231	3,000 kg	糞尿車
宮崎	830	さ	2321	6,800 kg	糞尿車
宮崎	800	す	320	3,000 kg	糞尿車